

経済統計学会規程集(2016年10月版)

経済統計学会会則

経済統計学会内規

編集委員会規程

機関誌『統計学』投稿規程

『統計学』執筆要綱

『統計学』投稿原稿査読要領

全国プログラム委員会規程

ホームページ管理運営委員会規程

ホームページ管理運営委員会要綱

学会賞・学会賞選考委員会規程

学会賞の運用に関する細則

<申し合わせ>

内規「4. 理事会について」に関する申し合わせ

会長候補者選出に関する申し合わせ

理事の選出方法についての申し合わせ

理事選出選挙の管理に関する申し合わせ

ホームページ管理運営委員会要綱に関する申し合わせ

意見表明に関する申し合わせ

旅費・謝礼などの取り扱いに関する申し合わせ

経済統計学会会則

第1条 本会は経済統計学会(JSES: Japan Society of Economic Statistics)という。

第2条 本会の目的は次のとおりである。

1. 社会科学に基礎をおいた統計理論の研究
2. 統計の批判的研究
3. すべての国々の統計学界との交流
4. 共同研究体制の確立

第3条 本会は第2条に掲げる目的を達成するために次の事業を行う。

1. 研究会の開催
2. 機関誌『統計学』の発刊
3. 講習会の開催、講師の派遣、パンフレットの発行等、統計知識の普及に関する事業
4. 学会賞の授与
5. その他本会の目的を達成するために必要な事業

第4条 本会は第2条に掲げる目的に賛成した以下の会員をもって構成する。

- (1) 正会員
- (2) 院生会員
- (3) 団体会員
- 2 入会に際しては正会員2名の紹介を必要とし、理事会の承認を得なければならない。
- 3 会員は別に定める会費を納入しなければならない。

第5条 本会の会員は機関誌『統計学』等の配布を受け、本会が開催する研究大会等の学術会合に参加することができる。

- 2 前項にかかわらず、別に定める会員資格停止者については、それを適用しない。

第6条 本会に、理事若干名をおく。

- 2 理事から組織される理事会は、本会の運営にかかわる事項を審議・決定する。
- 3 全国会計を担当する全国会計担当理事1名をおく。
- 4 渉外を担当する渉外担当理事1名をおく。

第7条 本会に、本会を代表する会長1名をおく。

- 2 本会に、常任理事若干名をおく。
- 3 本会に、常任理事を代表する常任理事長を1名おく。
- 4 本会に、全国会計監査1名をおく。

第8条 本会に次の委員会をおく。各委員会に関する規程は別に定める。

1. 編集委員会
2. 全国プログラム委員会
3. 学会賞選考委員会

4. ホームページ管理運営委員会
5. 選挙管理委員会

第9条 本会は毎年研究大会および会員総会を開く。

第10条 本会の運営にかかわる重要事項の決定は、会員総会の承認を得なければならない。

第11条 本会の会計年度の起算日は、毎年4月1日とする。

2 機関誌の発行等に関する全国会計については、理事会が、全国会計監査の監査を受けて会員総会に報告し、その承認を受ける。

第12条 本会会則の改正、変更および財産の処分は、理事会の審議を経て会員総会の承認を受けなければならない。

付則

1. 本会は、北海道、東北・関東、関西、九州に支部をおく。
2. 本会に研究部会を設置することができる。
3. 本会の事務所を東京都文京区音羽 1-6-9 (株)音羽リスマチックにおく。
1953年10月9日制定(1954年12月5日、1957年7月10日、1959年11月15日、1964年6月29日、1965年7月15日、1968年9月4日、1970年9月13日、1973年5月22日、1974年6月29日、1976年7月22日、1978年7月17日、1980年9月13日、1981年7月15日、1984年4月15日、1984年7月24日、1985年6月8日、2001年9月18日、2002年9月21日、2003年9月13日、2005年9月4日、2006年9月16日、2008年9月6日、2010年9月16日、2016年9月12日一部改正)

経済統計学会内規

1. 理事の人数、選出方法について

- (1) 各支部は基礎数として2名の理事候補を推薦することができる。支部会員が20名を越える場合、20名につき1名の理事候補を追加して推薦することができる。会員数算定の際の支部会員数は当該年度の4月1日現在の有資格会員数とし、端数は切上げる。
- (2) 理事は各支部から候補が推薦され、会員による投票により決定する。その細目は、別に定める。
- (3) 前項にかかわらず、以下の理事をおくことができる。
 - a. 常任理事長、全国会計担当理事、渉外担当理事、編集委員会委員長、ホームページ管理運営委員会委員長、全国プログラム委員会委員長が理事以外から選ばれた場合、理事になる。
 - b. 会長は、学会運営の必要に応じて3名以内の理事を指名することができる。
 - c. 内規1の(3)の a および b にいう理事が理事以外から選ばれた場合、内規1の(1)の規程

にいう支部が推薦できる理事候補数には含まれない。

(4) 理事の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

2. 会長について

(1) 会長は本会を代表し、会務を総括する。

(2) 会長は、理事会が候補者を会員総会に推薦し、会員総会が決定する。会長候補者の選出方法については別に定める。

(3) 会長が理事以外から選ばれた場合、理事になる。この場合、内規1の(1)の規程にいう支部が推薦できる理事候補数には含まれない。

(4) 会長の任期は2年とする。但し再任を妨げない。

3. 常任理事及び常任理事会について

(1) 常任理事は理事でなければならない。

(2) 常任理事は常任理事会を組織し、会員総会もしくは理事会の決議に基づき会務を執行する。

(3) 常任理事長は常任理事会の議長を務め、常任理事会を主宰する。

(4) 常任理事会は、次のものから構成される。

a. 会長、全国会計担当理事、渉外担当理事、編集委員会委員長、ホームページ管理運営委員会委員長、全国プログラム委員会委員長、その他常任理事長が必要と認めた理事。

b. 上記の「その他常任理事長が必要と認めた理事」の人数は3名以内とし、その指名にあたっては理事会の承認を必要とする。

4. 理事会について

理事会は次の事項を議する。

(1) 新入会員の承認

(2) 会員資格の停止および除籍

(3) 退会の承認

(4) 会員総会への会長候補者の推薦

(5) 常任理事長の選出

(6) 全国会計監査担当の委嘱

(7) 編集委員長および副編集委員長の選出

(8) 機関誌の編集・発行にかかわる基本的事項

(9) 転載申請の承認

(10) 全国会計に関する事項および全国会計担当理事の選出

(11) 会費の特例

(12) 日本学術会議他内外の学術機関・団体等との連携・交流および渉外担当理事の選出

(13) 会則の改正、変更および財産の処分

(14) その他会の運営にかかわる事項

5. 会員総会について

会員総会は次の事項を議する。

(1) 会長の承認

- (2) 全国会計の承認
- (3) 会則の改正、変更および財産の処分
- (4) その他会員総会が必要と認めた事項

6. 退会、会員資格の停止および除籍について

- (1) 退会を希望する会員は退会届を提出しなければならない。
- (2) 2ヵ年を超えて会費を滞納した会員については、会員としての資格を停止する。
- (3) 会員資格停止後さらに2ヵ年を超えて会費を滞納した会員については、学会から除籍する。

7. 会員資格の喪失について

会員は、退会、死亡、会費未納その他によりその資格を喪失する。

8. 団体会員について

団体会員は、登録人数3名～5名を限度とする団体A会員と2名を限度とする団体B会員からなる。

- 2 団体会員は支部には属さない。

9. 会員の年会費について

会員の年会費は、次のように定める。

会費⁽¹⁾

正会員		年額 8,000 円
75歳以上の正会員 ⁽²⁾		年額 6,000 円
75歳未満で、無職あるいは非常勤職の会員 ⁽²⁾		年額 6,000 円
院生会員		年額 6,000 円
団体会員	A 会員	年額 30,000 円
	B 会員	年額 10,000 円

[注記] (1) 年度途中の入会者および退会者にも、この表を適用する。

(2) 本人の申し出に基づき理事会が承認した場合に適用する。

1985年6月4日制定(1992年7月28日、2001年9月18日、2003年9月13日、2004年9月12日、2005年9月4日、2006年9月16日、2008年9月6日、2016年9月12日一部改正)

編集委員会規程

第1条 会則第8条第1項にもとづき、この規程を定める。

第2条 編集委員会(以下、委員会)は、理事会が選出する編集委員長と副編集委員長、および常任理事会が選任する3名の編集委員(以下、委員)で構成する。

2 委員長、副委員長および委員の任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

3 任期満了前に交代した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第3条 委員会は、機関誌『統計学』(電子媒体を含む)を編集・発行するために、次の各号に掲げる事項を審議・決定する。

- (1) 編集方針
- (2) 特集の企画
- (3) 執筆依頼
- (4) レフェリーの選任
- (5) 投稿原稿の採否、その他の判定
- (6) その他、機関誌の発行にかんする事項

2 委員は、委員会が選任したレフェリーの氏名および査読に付された論文等の投稿者の氏名を守秘するものとする。

第4条 委員長は委員会を主宰する。

2 委員長に事故あるときは、副委員長がその任にあたる。

第5条 委員長は、掲載が決定した原稿一式を発行編集委員に送付する。

付則 この規程は、2003年11月1日から施行する。

この規程は、2004年9月12日から施行する。

この規程は、2012年10月1日から施行する。

(2005年9月2日、2006年9月16日、2007年9月15日、2012年9月13日、2016年9月12日一部改正)

機関誌『統計学』投稿規程

経済統計学会(以下、本会)会則第3条に定める事業として、『統計学』(電子媒体を含む。以下、本誌)は原則として年に2回(9月、3月)発行される。本誌の編集は「経済統計学会編集委員会規程」(以下、委員会規程)にもとづき、編集委員会が行う。投稿は一般投稿と編集委員会による執筆依頼によるものとし、いずれの場合も原則として、本投稿規程にしたがって処理される。

1. 総則

1-1 投稿者

会員(資格停止会員を除く)は本誌に投稿することができる。

1-2 非会員の投稿

- (1) 原稿が複数の執筆者による場合、筆頭執筆者は本会会員でなければならない。
- (2) 常任理事会と協議の上、編集委員会は非会員に投稿を依頼することができる。
- (3) 本誌に投稿する非会員は、本投稿規程に同意したものとみなす。

1-3 未発表

投稿は未発表ないし他に公表予定のない原稿に限る。

1-4 投稿の採否

投稿の採否は、審査の結果にもとづき、編集委員会が決定する。その際、編集委員会は原稿の訂正を求めることがある。

1-5 執筆要綱

原稿作成には本会執筆要綱にしたがう。

2. 記事の分類

2-1 研究論文

以下のいずれかに該当するもの。

- (a) 統計およびそれに関連した分野において、新知見を含む会員の独創的な研究成果をまとめたもの。
- (b) 学術的な新規性を有し、今後の研究の発展可能性を期待できるもので、速やかな成果の公表を目的とするもの。

2-2 報告論文

研究論文に準じる内容で、研究成果の速やかな報告をとくに目的とする。

2-3 書評

統計関連図書や会員の著書などの紹介・批評。

2-4 資料

各種統計の紹介・解題や会員が行った調査や統計についての記録など。

2-5 フォーラム

本会の運営方法や統計、統計学の諸問題にたいする意見・批判・反論など。

2-6 海外統計事情

諸外国の統計や学会などについての報告。

2-7 その他

全国研究大会・会員総会記事、支部だより、その他本会の目的を達成するために有益と思われる記事。

3. 原稿の提出

3-1 投稿

原稿の投稿は常時受け付ける。

3-2 原稿の送付

原則として、原稿は執筆者情報を匿名化した PDF ファイルを電子メールに添付して編集委員長へ送付する。なお、ファイルは『統計学』の印刷レイアウトに準じた PDF ファイルであることが望ましい。

3-3 原稿の返却

投稿された原稿(電子媒体を含む)は、一切返却しない。

3-4 校正

著者校正は初校のみとし、大幅な変更は認めない。初校は速やかに校正し期限 までに返送するものとする。

3-5 投稿などにかかわる費用

- (1) 投稿料は徴収しない。
- (2) 掲載原稿の全部もしくは一部について電子媒体が提出されない場合、編集委員会は製版にかかる経費を執筆者(複数の場合には筆頭執筆者)に請求することができる。
- (3) 別刷は、研究論文、報告論文については30部までを無料とし、それ以外は実費を徴収する。
- (4) 3-4項にもかかわらず、原稿に大幅な変更が加えられた場合、編集委員会は掲載の留保または実費の徴収などを行うことがある。
- (5) 非会員を共同執筆者とする投稿原稿が掲載された場合、その投稿が編集委員会の依頼によるときを除いて、当該非会員は年会費の半額を掲載料として、本会に納入しなければならない。

3-6 掲載証明

掲載が決定した原稿の「受理証明書」は学会長が交付する。

4. 著作権

4-1 本誌の著作権は本会に帰属する。

4-2 本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者もしくはその遺族がその単著記事を転載するときには、出所を明示するものとする。また、その共同執筆記事の転載を希望する場合には、他の執筆者もしくはその遺族の同意を得て、所定の書面によって本会に申し出なければならない。

4-3 前項の規定にもかかわらず、共同執筆者もしくはその遺族が所在不明のため、もしくは正当な理由によりその同意を得られない場合には、本会が承認するものとする。

4-4 執筆者もしくはその遺族以外の者が転載を希望する場合には、所定の書面によって本会に願い出て、承認を得なければならない。

4-5 4-4項にもとづく転載にあたって、本会は転載料を徴収することができる。

4-6 会員あるいは本誌に掲載された記事の発行時に会員であった執筆者が記事をウェブ転載するときには、所定の書類によって本会に申し出なければならない。なお、執筆者が所属する機関によるウェブ転載申請については、本人の転載同意書を添付するものとする。

4-7 会員以外の者、機関等によるウェブ転載申請については、前号を準用するものとする。

4-8 転載を希望する記事の発行時に、その執筆者が非会員の場合には、4-4、4-5項を準用する。

1997年7月27日制定(2001年9月18日、2004年9月12日、2006年9月16日、2007年9月15日、2009年9月5日、2012年9月13日、2016年9月12日一部改正)

『統計学』執筆要綱

執筆は以下の要綱にしたがってください。原稿がはなはだしく以下の形式と異なる場合は受理できないことがありますので、十分注意してください。

1. 総則

1-1 使用できる言語

本文は原則として日本語または英語とします。ただし、引用文、表題、論文要旨の訳などに限り、これら以外の言語を用いることができます。その場合、その旨を欄外に朱書してください。

1-2 原稿の用紙

縦置きにした A4 判用紙のイメージで作成したものとします。

1-3 原稿の長さ

各記事について次のとおりとします。日本語文の場合、B5 判刷り上がり頁数(2 段組み 1 頁 20 字×40 行)で、研究論文 16 頁以内、報告論文 11 頁以内、書評 6 頁以内、資料 8 頁以内、フォーラム 4 頁以内、海外統計事情 3 頁以内。英語文の場合は、刷り上がり頁数で日本語文に準じます。以上の頁数・枚数には、タイトル、著者名、論文要旨、著者の所属、図表、注、参考文献、英文要旨などを含みます。なお、編集委員会が承認した原稿の改変に伴う頁数の増減はこの限りではない。

1-4 原稿の表紙

原稿の第 1 ページを表紙としてください。表紙には、日本語文の場合、表題、著者名、著者所属機関名(学部名等まで)、簡略表題、キーワードおよびそれらの英訳(著者名はヘボン式のローマ字表記)を記入してください。英語文の場合、日本語文の英訳に準じます。上記のほか著者(の代表)の連絡先および電話番号を記入ください。

なお、研究論文および報告論文以外の原稿にはキーワードは必要ありません。

表 題 内容をよく表す簡潔なものとし、副題とはコロロン(:)または片側ハイフン(-)で区切ってください。

簡略表題 表題が長い場合、表題のかわりに本誌の各右頁上部(柱)に印刷します。必要に応じて 15 字以内で設定してください。

キーワード 内容に深いかかわりのある用語を 5 つ以内で選んでください。

1-5 論文要旨

研究論文・報告論文については、日本語の場合、第 2 ページに論文内容を要約した 400 字以内の論文要旨および 200 語以内の英語(またはその他適切な言語)論文要旨を作成してください。英語文の場合、英語論文要旨に準じます。

1-6 誌面に記載する執筆者の個人情報の表記

誌面に掲載する執筆者の個人情報は、原則として所属機関名とその住所とします。会員種別、所属支部(あるいは団体)名、所属機関名とその住所、および執筆者の E メールアドレスとします。なお、所属機関名以降の項目は掲載・非掲載を含めて本人の申し出によるものとします。

1-7 その他

本要綱で定められていない項目は、本学会 Web サイト「編集委員会からのお知らせ」を参照してください。

2. 本文

2-1 書き方

日本語文では、横書き、新かなづかい、常用漢字を用いてください。句点(。)と読点(、)は、1字分とってはっきり書いてください。また、欧文は続けずに、活字体で書いてください。

2-2 区分け

本文の区分けは、

1、1.1、(1)、(a)

など簡潔で明瞭になるよう注意して見出しを付けてください。

2-3 数式

数式は改行して

$$x = \frac{a+b}{c+d} \quad (5)$$

のように書いてください。ただし、本文中では $x = (a+b)/(c+d)$ のように1行に書いてください。本文で言及される重要な式には、上記のように式の後に(番号)をふってください。

通常の本文は2段組なので、長い数式は2行にまたがる場合がありますのでご注意ください。数式で使用される記号は、 Σ や \sin などを除いてイタリックにしてください。

2-4 数字および年号

数字は原則として算用数字を用いてください。年号は西暦を用い、本文中その他で他の年号の使用が適当な場合もなるべく西暦を併記してください。

2-5 特殊文字、アルファベット

ギリシャ文字は「ギ」、イタリックは「イタ」と朱書してください。また、大文字は「大」、小文字は「小」と朱書してください。「0」(ゼロ)と「O」(オー)などの紛れやすい文字、また上付きと下付きとを明瞭に区別してください。

3. 図表

3-1 図および表

図(グラフ、チャート、ダイアグラム)と表とは区別し、本文中に言及された順序でそれぞれ続き番号を与えてください。例)図1、表1

3-2 図表の作成

図表作成にあたっては、できるだけ枚数が少なく表現が簡明になるようにしてください。

図表は本文原稿とは別途に1葉毎に作成し、本文中に挿入箇所を朱書してください。

4. 注および参考文献

4-1 注

注は該当個所の右肩に、1)、2)、3)、…と通し番号をつけ、本文末に一括して記してください。例)¹⁾、²⁾、³⁾、⁴⁾⁻⁶⁾

4-2 参考文献の記載事項

文献は次の事項を必ず記載してください。()内はもしあれば必ず記載すべき事項、ま

た{ }内は選択的な事項です。

図書:著者(編者)名、書名{副題}、(版数)、{発行地}、発行所、発行年、(双書名)

雑誌:著者名、論文名{副題}、雑誌名、発行年{月}、巻数(号数)、{頁}

4-3 参考文献のスタイルと参照方式

書名および雑誌名は、日本語・中国語の場合は『 』、ヨーロッパ語ではイタリック、ロシア語では《 》を使い、論文名は、日本語・中国語の場合は「 」、ヨーロッパ語では“ ”を使用してください。また、『…論叢』など同名雑誌が予想される場合、()内に発行機関を明示します。以下の印刷例を参考にしてください。

丸山博(1990)「人口統計研究 50 年」『統計学』第 58 号。

大橋隆憲、野村良樹(1963)『統計学総論』(上)、有信堂。

Binder、D.A.(1992)、“Fitting Cox’s proportional hazards models from survey data,”
Biometrika, 79(1), pp.139–147.

Box、G.E.P. and G.M. Jenkins(1970)、*Time Series Analysis: Forecasting and Control*,
San Francisco, CA: Holden-Day.

なお、同じ著者が同じ年に発表した幾つかの文献を引用するときには、1980a、1980b、……のように区別します。参考文献リストは、和文、欧文の順にまとめ、和文は著者名のアイウエオ順、欧文はアルファベット順に整理します。

本文中での参考文献の引用は例えば、「丸山(1990)は…」または「Binder、D.A.(1992:140–142)は…」、「大橋・野村(1963)は…」のようにします。()内のコロン以下は引用ページを示します。

5. 匿名性の確保

匿名性を確保して査読が行われますので、掲載が決定するまでは、次の点にご留意のうえ、投稿願います。

5-1 執筆者の業績を引用する場合は、第三者の業績と同様に取り扱ってください。

5-2 謝辞は、掲載決定の通知を受けて送付する最終原稿に記載してください。

6. その他

6-1 掲載決定後の原稿提出

掲載の決定通知を受けた場合は、MS-Word 等の電子媒体原稿および印刷原稿 2 部を編集委員長に送付してください。

6-2 外国語文の校閲

本文および論文要旨の外国語文については、著者の責任で、ネイティブなどによる十分な文章の校閲を受けてください。

1992年7月27日制定(2001年9月18日、2004年9月12日、2006年9月16日、2007年9月15日、2010年9月16日、2012年9月13日、2013年9月13日、2016年9月12日一部改正)

『統計学』投稿原稿査読要領

1. 経済統計学会(以下、本会)の機関誌『統計学』に掲載する「研究論文」、「報告論文」などの査読制度について、この要領を定める。
2. 一般投稿原稿と依頼原稿とを問わず、編集委員長に送付された原稿については、編集委員会による第一次審査を行い、本会が別に定める「投稿規程」、「執筆要綱」に準拠しているかどうかを判定する。
3. 「研究論文」もしくは「報告論文」の一般投稿原稿の掲載にあたっては、第二次審査を必要とする。依頼原稿についても、原則として第二次審査を実施する。
4. 第一次審査を経た「研究論文」もしくは「報告論文」の原稿は、速やかに第二次審査へ付されるものとする。
5. 編集委員長は編集委員会を開催して、次の事項を審議決定する。
 - ① 第一次審査結果の確認
 - ② 第二次審査を担当する2名のレフェリーの選任
6. 第二次審査にあたるレフェリーは会員から選任する。
7. 第二次審査にあたっては、投稿者とレフェリーのいずれについても匿名性を確保する。
8. 第二次審査における判定は、(1)掲載可、(2)条件付掲載可、(3)掲載不可とし、判定が(2)、(3)の場合、レフェリーはその理由を具体的に明示するものとする。
9. 第二次審査でレフェリーの審査結果が異なる場合には、編集委員会はレフェリーと協議を行い、それにもとづいて編集委員会が掲載の可否について最終的な判断を下すものとする。その際、編集委員会はいずれも1名のレフェリーを会員から選任し、審査を依頼することができる。
10. 本会が別に定める「投稿規程」の記事分類中 2-7(その他の記事、すなわち「全国研究大会・会員総会記事、支部だより、その他本会の目的を達成するために有益と思われる記事」)の掲載にあたっては、この要領は適用しない。

2004年9月12日制定(2012年9月13日、2016年9月12日一部改正)

全国プログラム委員会規程

第1条 会則第8条第2項にもとづき、この規程を定める。

第2条 全国プログラム委員会(以下、委員会)は、全国研究大会プログラムの企画、作成を所掌し、会員からの企画の提案、個別報告の申し込みをもとに研究大会のプログラム編成を行う。

第3条 委員会は、大会開催支部、次期大会開催支部から各2名、その他支部から各1名となる委員で構成する。ただし、理事会の承認を得て増員することができる。

第4条 委員は各支部から推薦された候補に基づき、常任理事会で選任し、理事会で決定する。

2 委員の任期は、全国大会終了時から次年度の全国大会終了時までの1年とする。ただし、再任をさまたげない。

第5条 委員会に委員長、副委員長をおく。

2 委員長と副委員長の選出は理事会が行う。

3 委員長に事故あるときは、副委員長がその任に当たる。

付則 研究大会開催支部は、大会開催のために大会実行委員会を設けることができる。

2 プログラム編成要領、大会開催要領を常任理事会と協議のうえ作成し、順次引き継ぐ。

3 この規程は、2015年9月14日から施行する。

ホームページ管理運営委員会規程

(委員会の目的)

第1条 会則第7条第2項にもとづき、この規程を定める。

(委員会の任務)

第2条 学会ホームページ管理運営委員会(以下、委員会)は、学会ホームページの管理運営を行う。

2 委員会は、学会ホームページの企画、更新充実に努める。

(委員会の構成)

第3条 委員会は、各支部から1名ずつ選出された5名の委員で構成される。

(委員の選出・任期)

第4条 委員の選出は各支部からの推薦による。

2 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(委員長・副委員長の選出・任期)

第5条 委員会に委員長と副委員長をおく。

2 委員長と副委員長の選出は理事会が行う。

3 委員長と副委員長の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。
付則 この規程は2003年9月13日から施行する。(2006年9月16日一部改正)

ホームページ管理運営委員会要綱

1. 掲載内容

1.1 経済統計学会ホームページの掲載内容は、学会内外への経済統計学会の組織と活動に関する公開情報とし、学会の目的(会則第2条)に沿うものとする。

1.2 具体的には、以下とする。

- (1) 理事会、編集委員会、会長、常任理事会、支部事務局、研究部会からのお知らせ
- (2) 全国大会関連事項(全国大会プログラム、理事会および会員総会での議決事項)
- (3) 支部例会・研究部会関連事項(研究会の予定・報告タイトル・報告者)
- (4) 機関誌関連事項(投稿規定、執筆要綱、編集状況、最新号・バックナンバー
(但しタイトルのみ))
- (5) ニュースレター(抄)(ニュースレターから理事会および会員総会での議案・未決定事項、入退会記事、会計報告を除いたもの)
- (6) 学会案内(組織と活動、会則・規程・内規、役員、会員異動通知書、入会申込書)
- (7) 関連学会情報および学術会議関連情報
- (8) リンク
- (9) 事務局案内
- (10) その他、本委員会が適当と認めた事項

2. 掲載内容の取り扱い

2.1 本委員会は、ホームページの充実に関して、理事会、編集委員会、会長、常任理事会、支部事務局、研究部会と連携をとり、一方で上記各組織の責任者は、本委員会に協力する。

2.2 ホームページ上の上記組織に対応する掲載内容についての実質責任(修正、更新等)は、上記各組織の責任者が負う。

3. サーバー

3.1 掲載内容は、本委員会が集約し、委員長または副委員長を経て、サーバーにアップロード(掲載、修正、削除)する。

3.2 サーバーにアクセスするためのIDおよびパスワードは、会長と委員長および副委員長が保有し、委員長または副委員長が使用する。必要に応じて他の委員に代理使用を委ねることもある。

3.3 サーバーは、当面国立情報学研究所NIIのサーバーを利用する。必要に応じて他のサーバーを利用することもある。

4. その他

本委員会は、必要に応じて、ホームページのデザイン、リンクの充実、英語版の作成その他に関して本委員会の議を経て、他の会員、非会員に検討あるいは作業を委ねることもある。

付則 この要綱は2003年9月13日から施行する。

学会賞・学会賞選考委員会規程

(目的)

1. 会則第3条第4項および第8条第3項にもとづき、学会賞および学会賞選考委員会に関する規程を定める。

(学会賞)

2. 社会科学としての統計学の普及、発展に貢献した本会会員に次の賞を授与する。

- 1 経済統計学会賞
- 2 研究奨励賞
- 3 会長賞

(表彰対象業績)

3. 経済統計学会賞は、社会科学としての統計学の理論と応用にたいし特に大きく寄与した著書・論文を著したものに授与する。

2 研究奨励賞は、受賞年度において満40歳以下のもので、社会科学としての統計学の分野において特に優れた著書・論文を著したものに授与する。

3 会長賞は、社会科学としての統計学の理論と実践に特に貢献したものに授与する。

(学会賞選考委員会)

4. 選考委員会は次の者から構成される。

会長、常任理事長、および会長が推薦し、理事会が承認した者2名以上。

2 選考委員の任期は1年とする。但し、再任を妨げない。

3 選考委員会委員長は会長が指名し、理事会に報告する。

(学会賞の推薦)

5. 学会賞の推薦者は会員資格を有する者とする。但し、選考委員会委員は推薦者となることはできない。

(選考)

6. 授賞対象者の選考は、学会賞選考委員会が行なう。

2 選考委員会は、経済統計学会賞対象者、研究奨励賞対象者、会長賞対象者、を選考し、理事会に報告する。

(受賞者の発表)

7. 受賞者については、該当する業績の概要とともに学会ウェブサイト等で速やかに公表し、表彰は会員総会において会長が行なう。

(その他)

8. 賞の運営に関する細則は、別に定める。

2008年9月6日制定

学会賞の運用に関する細則

1. スケジュール

- (受付期間)2月1日～3月31日
- (選考期間)4月1日～6月30日
- (選考結果の発表)学会 HP にて発表
- (賞の授与)会員総会時

2. 経済統計学会賞、研究奨励賞の推薦対象期間
学会賞選考委員会が決定、公示する。

3. 推薦書類の提出先
選考委員長宛提出

4. 授賞の対象者

経済統計学会賞及び研究奨励賞については、会員個人あるいは会員(会員による共同研究を含む)、会長賞については、社会科学としての統計学の理論と実践に特に貢献が大であった会員個人とする。

5. 推薦時の提出書類等

- ・必要事項を記入した所定様式(1部)
- ・選考の対象となる業績資料(4部)

6. 業績資料の返却

提出された業績資料については、原則として返却しないものとする。但し、執筆者からの申し出がある場合には、経費本人負担による返却を行う。

2008年9月6日制定